

令和2年2月19日公表時点からの主な変更点

(1) 実施方針

	修正前（令和2年2月19日時点）	修正後（令和2年4月15日時点）
表紙、P.1、13、31、37	実施方針 <u>(案)</u>	実施方針
P.1 第1-1	本実施方針 <u>(案)</u> は、PFI法に基づく特定事業の選定及び本事業を実施する民間事業者の選定等を行うにあたって、PFI法第5条第1項の規定に <u>基づいて</u> <u>市が策定する実施方針に記載を予定している</u> 実施条件に関する事項について記載したものである。	<u>本実施方針</u> は、PFI法に基づく特定事業の選定及び本事業を実施する民間事業者の選定等を行うにあたって、PFI法第5条第1項の規定に <u>基づき</u> 、実施条件に関する事項について記載したものである。
P.22、23、28、35	実施方針	<u>本実施方針</u>
P.17 第3-1-(7)-ア	本事業期間は、運営権者が事業法第3条第2項に規定する事業に関する経済産業大臣の許可を受けること、 <u>事業計画書等必要な書類が提出されていること</u> 、事業計画書が要求水準等に適合していると市による確認を受けること…	本事業期間は、運営権者が事業法第3条第2項に規定する事業に関する経済産業大臣の許可を受けること、事業計画書が要求水準等に適合していると市による確認を受けること…
P.28 第4-2-(2)-イ-(キ)	(記載なし)	<u>なお、本事業のアドバイザー業務受注者及び再委託業者は、以下のとおりである。</u> <u>有限責任 あずさ監査法人、弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所、株式会社東京設計事務所</u>
P.29 第4-3	<u>4～5月</u> 実施方針に関する説明会	<u>4月</u> 実施方針に関する質問の受付
P.40 第6-1-(2)表6	水源 淀川 配水ポンプ 東淀川浄水場 <u>7</u> 台 合計 <u>15</u> 台（3棟）（内 <u>2</u> 台休止）	水源 淀川 <u>(表流水)</u> 配水ポンプ 東淀川浄水場 <u>6</u> 台 <u>(内2台休止)</u> 合計 <u>14</u> 台（3棟）（内 <u>4</u> 台休止）

(2) 要求水準書(案)

	修正前 (令和2年2月19日時点)	修正後 (令和2年4月15日時点)
P. 1、68	実施方針 <u>(案)</u>	実施方針
P. 22 第2-3-(2)-オ-(イ)	B 本事業の実施体制は、 <u>財務状況の見通しを立てたうえで確保していること。</u> C <u>運営権者の負担するリスクに対して、財務状況の見通しを立てたうえで必要な措置や対応を講じていること。</u>	B 本事業の実施体制の <u>構築、負担するリスクに対する必要な措置・対応策を踏まえた財務状況の見通しを立てること。</u>
P. 45 第4-3-(1)-イ-(イ)	表4-1に示す「重点監視路線」については、状態監視 <u>保全</u> の導入を必須とし、大規模漏水の未然防止を確実に達成できる運用体制の構築に努めること。なお、事業期間中に、対象となる鋳鉄管製の管路を更新した場合は、重点監視路線の対象外になる。	表4-1に示す「重点監視路線」については、 <u>管内面や既設の弁栓室内に検知機器を設置する等、高度な状態監視手法</u> の導入を必須とし、大規模漏水の未然防止を確実に達成できる運用体制の構築に努めること。なお、 <u>本</u> 事業期間中に、対象となる鋳鉄管製の管路を更新した場合は、「重点監視路線」の対象外になる。
P. 48 第4-3-(1)-エ	(記載なし)	<u>撤去対象の末端管路については、利用者の撤退等の理由により、市が追加する場合がある。</u>
P. 50 第4-3-(2)-イ-(ア)	大規模漏水の未然防止と更新投資の抑制に資するよう、大規模漏水リスクの <u>高い</u> 管路に対しては、 <u>管内面や既設の弁栓室内に検知機器を設置する等、</u> 高度な監視手法を用いる一方で…	大規模漏水の未然防止と更新投資の抑制に資するよう、「 <u>重点監視路線</u> 」や大規模漏水リスクが <u>高い</u> と <u>運営権者が判断</u> する管路に対しては、高度な監視手法を用いる一方で…
P. 51~52 第4-3-(2)-ウ-(イ)-B	(記載なし)	<u>市が承認した断通水計画について、断水区間、断水期間に変更が生じた場合は、速やかに変更後の断通水計画を作成し、市の承認を得ること。</u>

	修正前 (令和2年2月19日時点)	修正後 (令和2年4月15日時点)
P. 57 第4-3-(2)-ウ-(ク) -D-注3	・(株)大阪水道総合サービス((財)大阪水道技術協会を含む。)による耐震防食型分水栓穿孔講習会修了者。	・(株)大阪水道総合サービス((財)大阪水道技術協会及び (財)大阪市水道事業サービス協会 を含む。)による耐震防食型分水栓穿孔講習会修了者。
P. 62 第4-3-(2)-エ-(ウ)	(記載なし)	末端管路の区間内に消火栓が存在する場合は、当該消火栓の取扱いについて、事前に市消防局と協議し、了承を得たうえで、(ア)の事故防止対策や(イ)の管撤去を行うこと。
P. 63 第4-3-(3)	「4 参照文書」で示す市の取組実績 ^{※5⑥7⑧} を理解したうえで、以下の業務を行うこと。	「4 参照文書」で示す市の取組実績 ^{※5⑥7⑧} を理解し、 対象施設の維持管理手法や巡視・点検頻度等を定めた「管路維持保全の実施手順書」を市へ提出した うえで、以下の業務を行うこと。
P. 68 第4-3-(4)-ウ	出水不良や突発的な水圧低下事象 など に関し、利用者又は市から水圧調査の要望・指示があった場合は、指定箇所付近の消火栓で水圧測定を行い、速やかに報告すること。	出水不良や突発的な水圧低下事象 等 に関し、利用者又は市から水圧調査の要望・指示があった場合は、 事前に市消防局へ連絡、調整した うえで、指定箇所付近の消火栓で水圧測定を行い、速やかに報告すること。
P. 68 第4-3-(5)-ア-(イ)	(記載なし)	(ア)において、消火栓が設置された管路の支障移設や消火栓室の鉄蓋調整等、既設消火栓に影響を及ぼす指示があった場合は、市消防局と事前に協議したうえで実施し、完了後には(2)ウ(セ)E(B)に基づく承認を得ること。なお、消火栓に関連する費用は、市消防局による負担を原則とするため、(3)ア(ア)に準じて、必要となる対応を行うこと。